

指定介護保険サービス等事業者 御中

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

令和3年4月1日付けの介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(通知)

令和3年度の報酬改定により、令和3年4月1日付けで加算の新設や、既存の加算の算定要件の変更等が行われます。

つきましては、令和3年4月1日付けでの新たな加算の算定や、算定している加算の区分変更、加算の取り下げを行う場合は、報酬改定に係るものかどうかにかかわらず、下記の要領で加算届をご提出ください。

記

1 本通知の対象となる事業所（柏原市所管）

- ・ 指定居宅サービス事業所（介護予防含む）※1
- ・ 指定居宅介護支援事業所
- ・ 医療みなしの訪問リハビリテーション・訪問看護事業所（介護予防含む、過去1年間に請求実績のある事業所）、通所リハビリテーション事業所（介護予防含む、体制状況一覧表を柏原市に提出している事業所）
- ・ 地域密着型サービス事業所（介護予防含む）
- ・ 総合事業（第1号事業※2）

※1 居宅療養管理指導・特定福祉用具販売事業所を除く（介護予防を含む）

※2 旧介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、旧介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス

2 令和3年4月1日付け加算届の取扱い

下記のホームページに記載しているとおり取り扱いますので、必ず内容を十分ご確認ください、ご対応いただきますようお願いいたします。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2021022500048/>

3 提出書類

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(令和3年4月1日付け届出用)

※居宅サービス・介護予防サービス用、地域密着サービス・介護予防地域密着型サービス用、介護予防・生活支援サービス用があります。実施事業に応じたものを使用してください。

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

③誓約書（令和3年4月1日付け届出用）

④加算届連絡票（令和3年4月1日付け届出用）

⑤返信用定型封筒(切手貼付) 郵送により加算届受付票の返送を希望する場合のみ。

※提出書類の様式については、以下の柏原市ホームページからダウンロードしてください。
「令和3年4月1日付け加算届出様式」

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2021022500055/>

※電話での問い合わせに対応できるよう、提出書類はコピーを取っておいてください。

4 提出方法

裏面「問い合わせ・提出先」までメール、郵送にて提出してください。

5 提出期限 令和3年4月1日(木) 厳守 消印有効

(通常は算定月の前月15日までに届出が必要なサービスについても、4月1日まで締め切りが延長されています。)

6 留意事項

(1) 届出が必要な加算等について

令和3年度報酬改定に伴い、新設・区分の変更等のある加算等の項目は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に着色しています。各事業所にて算定要件を必ず確認のうえ、該当事項の前の番号に○印をつけて届出してください。届出なし又は記載がない場合は、「なし」(当該加算等の算定ができない)と取り扱います。

着色されていない既存の加算等については、4月1日付けで変更があるもののみ記入してください。

(2) 報酬改定に伴う加算等の算定要件について

加算等を届出する場合は、必ず、算定要件をご確認ください。後日に算定要件を満たさないと判明した場合は過誤調整等の手続きが必要となりますのでご注意ください。

届出が不要な加算等でも算定要件が変更されている場合がありますので、算定にあたっては、変更後の「算定基準」等にご確認ください。

(3) その他

令和3年度報酬改定について厚生労働省から告示や解釈通知、Q&Aなどが発出されたら、柏原市福祉指導監査課ホームページに掲載しますので、必ずご確認ください。

柏原市福祉指導監査課ホームページ

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2021022500055/>

【問い合わせ・提出先】

〒582-8555 柏原市安堂町1-55

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

TEL 072-971-5202

FAX 072-971-1801